平成２２年（フ）第２２１号
沖縄県うるま市みどり町４丁目12番３号
コーポ久高202
債務者　瀬戸　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５９号
岡山県津山市三浦92番地
債務者　山本　麻衣
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６７号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤ180番地、住民票上の住所石川県輪島市門前町舘ハの43番地
債務者　竹中　博幸
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第８７４７号
大阪市西成区長橋２丁目６番３号
債務者　炭　　由加
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８７号
横浜市旭区南本宿町149番地
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８８号
横浜市磯子区洋光台６丁目１番43号　ハイツ渡辺101号
債務者　山田さつき
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９８号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目10番30号
債務者　成田靖文こと　成　　靖文
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４３号
岡山市北区青江３丁目10番33号　シーズンコート青江104号
債務者　林　　由美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４９号
岡山市中区赤坂南新町３番23号　ヒルズコート102、旧住所岡山市中区湊153番地10
債務者　高見　一矢
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５５号
岡山市北区建部町福渡963番地
債務者　黒田　清美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８３号
岡山県赤磐市河田原278番地１
債務者　黒田　　登
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８４号
岡山県赤磐市河田原278番地１
債務者　黒田　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
長崎県平戸市田平町下寺免1012番地
債務者　中村　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５９９号
東京都町田市木曽東１丁目42番40号ラ・プルミエールⅡ101
債務者　阿部　　保
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６２３号
東京都東大和市向原６丁目1201番地の25コートハウス205号
債務者　加川　義弘
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１号
石川県小松市城北町90番地
債務者　藤本　祐樹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後２時
金沢地方裁判所小松支部